

●健康診断

大学では、毎年定期診断を実施（無料）しています。必ず受診しましょう。

- ・実施時期：4月（秋入学生は9月）
- ・奨学金申請や就職の時に、健康診断証明書が必要になることがあります。大学の健康診断を受けていれば、一通200円で何回でも発行できます。

●国民健康保険

病気やケガをして病院で治療を受けたとき、「健康保険証」を提示すれば原則として治療費の30%を払うだけでよい制度です。在留資格「留学」を有する留学生は全員、国民健康保険に加入することが義務づけられています。

また在留期間更新など、出入国在留管理局での手続きの際にも健康保険証が必要です。

【加入方法】

- ・市・区役所の国民健康保険課で手続きをします。
- ・引越した場合は、新しい住所の市・区役所で、もう一度手続きをします。

【保険料】

- ・前年度の収入などにより異なります。住所のある役所窓口で確認してください。

◆こうかくりようようひ高額療養費

1ヶ月に同じ病院で同じ病気の治療（保険診療に限る）に高額の治療費を支払った場合、市区役所の国民健康保険課に申請し認められると、自己負担限度額（所得によって異なる）を超えた分が戻ってきます。

- ・国民健康保険に加入していることが前提です。
- ・入院した場合の高額療養費申請は、保険診療分のみが対象となります。
- ・申請の方法は、住んでいる地域によって違います。市区役所のホームページで確認できます。

◆かいがいりようようひ海外療養費

一時帰国の際、急な病気や怪我等により現地の医療機関で治療を受けた場合、日本に戻ってから市区役所の国民健康保険の担当窓口申請をすると、支払った治療費の一部が払い戻される場合があります。

- ・国民健康保険に加入していることが前提です。
- ・日本の保険適用となる治療に限ります。
- ・治療の目的で帰国した場合は、申請できません。
- ・診療内容の明細がわかる領収書が必要です。

●各国語での受診

首都圏には、各国語で受診できる医療機関が多くあります。

◆東京都医療機関案内サービス “ひまわり”

各国語で受診できる病院の検索ができます。

ホームページ：

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/>

◆AMDA国際医療情報センター

各国語で受診できる病院や日本の医療制度について案内しています。

電話：03-6233-9266（平日10：00～15：00）

8ヶ国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・タイ語・ポルトガル語・フィリピン語・ベトナム語）で対応します。

各言語の対応日程はホームページのスケジュールを確認してください。

ホームページ：<http://www.amdamedicalcenter.com/>